

第 2 8 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成27年12月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

水道料金下水道使用料の請求書送付先の住所変更及び氏名変更（以下「送付先変更」という。）できるなら、名古屋市水道給水条例施行規定のどこにあるかわかる文書

- 2 同年12月28日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 平成28年 1月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）（以下「規程」という。）第15条第 1項において、水道の使用開始の申込みは、その前日までに使用開始・使用中止・用途変更・申込・届出書（受付票）（規程第11号様式。以下「使用開始等届出書」という。）により行うものと定めている。そして、使用開始等届出書は、宛名変更の届出もできる様式になっている。

なお、規程第15条第 2項において、同条第 1項の申込みは、口頭その他

実施機関が別に定める方法によることができると定めており、別に定める方法として、口頭（電話等）、FAX又はインターネット受付の方法で行うことができる。

- (2) 上記 1のとおり、規程上、使用開始等届出書又はその他の方法により請求書送付先等の宛名変更の申込みは可能であるとされており、現に当該規程に基づいて手続きは行われている。

しかし、宛名変更に関して、規程の何条が該当しているかを説明するような行政文書は作成していない。

- (3) なお、本件処分に当たっては、決定通知書の備考欄に規程第15条第 1項が該当する規定であることを示し、併せて参考資料として当該条文を記載したものを決定通知書と一緒に交付している。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

受付センターで手続きできないなら不存在であるが、手続きができるなら行政文書は存在している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、送付先変更が規程の何条に規定されているのかわかるものである。

- (2) 実施機関の主張によると、送付先変更に関する規定は存在するものの、突合表や目次ともいふべき突合のみを目的とした本件対象文書は作成していないとのことである。

- (3) また、当審査会の調査によると、実施機関には各種マニュアルが存在しており、送付先変更にかかる部分についての記載はあるが、審査請求人が

求めるような記載はなく、実務上も各種マニュアルの記載で足りるため、本件対象文書を作成する必要はないとのことである。

(4) 上記(3)のとおり、実施機関の実務において支障がないとすれば、別に突合表や目次のような行政文書を作成する必要性は考えにくく、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理とまではいえない。

(5) 他方、審査請求人の主張は上記第4のとおりであり、本件対象文書の存在を窺わせる具体的な主張とは認められない。

3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 2月18日	諮問書の受理
3月15日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月28日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 5日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第1小委員会)	調査審議
令和 2年 3月19日 (第27回第1小委員会)	調査審議
6月 4日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久